

## 教育の政治的宗教的中立性と社会科教育

社会科教育教室 細川 哲

### (一) はじめに

教育は現実の社会を微妙に反映するものであり、特に社会科教育は、現実の政治的経済的社会的諸現象をもその学習の対象とするだけに、現実社会の、従って政治からの影響は、まぬがれがたいものがある。それは一定範囲までは現実的問題として認容し得るとしても、政治的社会的要請が、特定の政治的思想的性格や特定の価値観、イデオロギーを教育の中に持ち込まれる場合、教育の個有の領域が侵害せられ、その自律性が失なわれることになるのは、充分警戒されなければならないことである。

元来、教育は政治と密接な関係を持つ一面を有する。すなわち、戦前の我が国の教育は、国家の手厚い保護の下に発達して来たもので、明治維新以来、近代資本主義、産業制度の発展は、国民をして職業教育、産業教育を必要ならしめ、加えて、ナショナリズムによる近代国家としての発展は、民族意識、国家意識の面からも教育の振興が要請せられ、これらが、国家の教育という形をとって、非常に急速に普及していったものである。特に近代国家の仲間入りをする為にも、政府は教育に関して非常に熱心であり、政府自ら教育に対する責任をおい、率先して教育の普及に努力し、法令によって、中央政府から統一的に教育方針を指導したのである。そのことの是非は別として、我が国における近代教育が、政府の手で推進せられたことは注目せられなければならない。これは教育の普及という面や、特定のイデオロギー、国家意識の養成という面においては、効果は大であったのであるが、それと同時に、教育に対する政府の権力というものを非常に強大ならしめる結果となり、国家や政府が、教育を支配することになったのであり、特に戦前の公民教育が政治や政策の具とせられ、昭和10年、文部省内に教学刷新評議会が設けられるや、「国体の本義」に立脚し、「皇国の道」にのっとりた皇国教学思想の確立をみることになり、その結果、おおみたからとしての「臣民の道」を教示することこそ、公民科教育の基本目標であるとされ、自由主義的民主主義政治の行動原理とは全く、くいちがった方向を示すものとなったのである。ついで満州事変から支那事変へと戦争の拡大は、政府の文教政策を、いよいよ軍国主義国家の方向にもりたて、政府の思想統制はますますきびしくなり、公民科もその内容は全く「おおみたから教育」「皇民教育」として、天皇に対する随順の道徳が打ち出され、民くさとしての聖業翼讃の道を教えるものとなったのである。

斯の如く戦前の教育特に公民教育が、その本来の意義を失い、政府の思想統制の一翼をにない、国策の具と化してしまっことは、当時の我が国の状況からはある程度、止むを得なかったとしても、まことに遺憾に思うものである。

戦後、我が国の教育は急速に民主化せられ、教育基本法も、「教育は、不当な支配に服することなく……」（傍点筆者）と宣言して、教育の自律性を認め、又「普遍的にして、しかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育」（傍点筆者）として、教育の普遍性と特定の政治的イデオロギーからの独立を要請しているのである。

## （二）政治と教育の基本的関係

にもかかわらず、教育と政治とは本質的に密接な関係を払拭し得ない面を有する。すなわち、政治は本来非常に現実主義的なものであるが、しかし現実の人間の協同体をのぞましい形・理想的姿に引き上げる方面をもっている。この点、教育が現実の人間を理想的な、あるべき姿に（人間に）高める活動と類似し、この意味において政治は教育的である。教育は本来理想主義的なものであるが、協同体の生活に人間を適応せしめる現実的実際の方面をもっている点で、「個々の人間に向けられた政治」<sup>(1)</sup>といえないことはない。いずれにしても両者ともにかくあるべき人間や社会の姿すなわち理想的な人間像または人間社会像を予定し、現実の人間や社会をそれまで引き上げて行くことを目的とする意味において共通の面をもっているのである。個々の教育的活動は個人を対象とするが政治は協同体に向けられている。かような差異が存在するにもかかわらず、その窮極の理念においてはほぼ同一である。理想的な人間の型を予定しなければ教育は存在し得ないと同じく、理想的な社会の型を予定しなければ政治は存在し得ないのである。両者ともに「現実と理想、存在と当為の対立、つまり現実の状態に対する認識と不満とその改善向上の努力を前提」<sup>(2)</sup>とするのである。

政治は直接人間の日常生活に関係する諸価値例えば対内的には社会秩序の維持、対外的には外国からの侵略に対する防衛、経済の振興、国民生活の向上等を取り扱う面がある。しかしながらこれらのむしろ一層現実的な方面以外に道徳、教育、文化等の精神的価値の涵養もまた政治に関係してくる。かような意味において政治は、同じく人間の理想、人間についての世界観と密接な関係をもつ教育と根本において共通なものをもっていることになる。「教育は個人に向けられた政治であり、政治は協同体に向けられた教育である」<sup>(3)</sup>といわれるゆえんである。

かように教育と政治とは根本的に関連しており、相互に類似している。この類似、関連は人生と社会の目的が共通なものであり、この共通な目的の実現に教育も政治も貢献することに由来するのである。

政治と教育のかような使命の共通性からして、国家は教育に重要な意義を認め、教育を以て文化国家の政治的機能の重要な一部分とし、義務教育その他の方法を以て教育の普及をはかっている。これと同時に、教育はその内容として必ずや政治に関する事項を包含せざるを得ない。政治が教育内容の欠くべからざる部分を構成することについては、教育が日本国憲法の理念に則って行なわれなければならない（教育基本法前文）、また教育の目的を定める教育基本法第1条が、平和的な「国家及び社会の形成者」として、真理と正義を愛し、「個人の価値」をたつとび、「勤労」と「責任」を重んじ、「自立的精神」に充ちた心身ともに健全な「国民」の育成を期して行なわれなければならないことからして明瞭である。

(1) 田中耕太郎、教育基本法の理論、有斐閣、1969、p599

(2) 田中、前掲書、p.30

要するに教育は個人的修養すなわち人格の完成を目的とするが、人格の観念の中には人間が所属するところの協同体の一員としての適格性が当然に包含されている。従って政治的な見識や訓練は、教育の本質的内容を形成しているのである。同時に国家や地方公共団体のような政治社会は教育を奨励すると同時に、正しい教育が行なわれ、そうして教育が正しく行なわれることについて重大な関心をもっているのである。

かような理由からして、教育と政治との間には密接な関係が発生する。

教育と政治とはその理念において互に関連している面のあるところから、両者を理想的状態において考えるならば、それらの間には矛盾衝突はおこり得ないことになる。国家の意思が統一したものであり、国家のすべての機能が統合されたもの (integrated) でなければならぬとすれば、国家の行なうすべての教育はその理念、目的において同一でなければならない。国家目的に反するような、国家の根本理念に反する教育は容認できないことになる。果してしからば国家としては教育の重要性にかんがみ教育を国家権力によって統制し、自らの手によって教育を行ない、国家以外の者による教育を禁止し、教育を独占するということが考えられるのである。(戦前の我が国の教育や、共産圏社会主義諸国家の教育に見られる如く)

しかし政治と教育とはおのずから相違し、次元を異にするものである。例えば、教育は政治が目標とする社会的秩序の保持を直接目的とするものではない。教育は直接個人に働きかけ、道徳、智識、技能、一般教養等の点において人間を形成し、人格を完成することを目的とする。教育の中には政治に関する事柄も当然ふくまれ、善良ですぐれた国家公民を養成することは教育の目的であり人格完成の一部をなしている。しかし教育は国家公民教育に尽きるものではない。それは広く人格教育を目的とするものである。

教育は政治以前に存在し、政治の基礎となるものであり、人間全体に関係するが、政治は主としてその人間の一方面つまり社会的生活に関係している。

かくして教育と政治とは区別されなければならない。特に現在の政治が対立抗争の政党政治であり、未来社会・理想社会の建設よりも、すぐれて多く現実社会の秩序維持・現体制(政権)の確保を目標として、政治が運営せられる一面からは、政治と教育とは截然と区別されなければならない。

かくして、諸価値の相対性を認識する上に立つ民主国家は、教育に対して原則として不干渉主義をとっている。国家は間接管理、すなわち教育を専門家に任せ自らはただ助長、奨励の立場をとり、直接管理すなわち教育自体に立ち入って干渉する態度をさし控えているのである。これは補充主義 (Subsidiaritätsprinzip)<sup>(3)</sup>といわれているところのものである。ここの意味において教育は、たとえ国家の機能として行なわれる場合においても、行政の他の範域例えば警察や財政や経済に関する政策の遂行と大いに異なるものがある。それは教育的活動は、教育者が被教育者に働きかけるきわめて個人的な性質のものであり、それは官僚的な統制、指揮命令に親しまない内面的創造的の活動であるからである。

さらに田中耕太郎氏の所説によると教育は「教育立国」といわれる如く、教育が国や政治の基本を形成していくところから、他の行政に対して優位に立たねばならぬと言われる。すなわち、教育は国政の枠内で行なわれる場合でも、政府に対して独立性を与えられているが、それはまた国家の他の活動範域に対して、「理論的には優先した地位が与えられなければならない」とする。

(3) 田中, 前掲書, p.31

ただ優位が与えられるかどうかは国家がその涵養しようとする諸価値の順位の問題に関係してき、そうして、それは窮極において、その国家の政治理念によって決定される事柄である。もし政治理念が道徳と文化の涵養を国家の諸目的中最上位におくにおいては、教育は経済その他行政の各分野に対し優越した地位が認められなければならぬのである。それは宗教と政治との関係について往々いわれるところの「精神的なものの優位と同じ趣旨に出ずるものである」<sup>(3)</sup>とされる。

さらに教育の優位の根拠は、それが国家的協同体を形成する個々の人間の完成に関係することにも求められる。民主政治は多数決による政治である。もし多数決の基礎である個人がその倫理性およびその識見において欠くところがあるならば、民主政治の複雑な機構の運営は不可能にならざるを得ない。「教育の発達程度と民主主義の実現のそれとは正比例する」といわれる<sup>(4)</sup>ものである。たしかにわが国が戦前の軍国主義、極端な国家主義の誤謬に墮し、また全体主義の危険にさらされていた主なる原因は、教育の不完全、不徹底に求めることが出来るであろう。

この教育の独立優位の理念は、民主主義国家、民主政治の下では承認されなければならないであろう。

この面からは教育の政治的中立性の意味は教育が政治や権力から保護せられ、できるだけその独立自主性が尊重されなければならないという原理を引き出すことになり、教育が特定の政治的イデオロギーに影響干渉されたり、政治からの不当な支配を受けることがあってはならないことを意味することになる。

しかし「教育の政治的中立性」のいま一面の意味は、教育が個々の教師の政治的思想的偏見や独断からも保護せられなければならないことを意味する。また教育の中立性の為には教育の政治的中立性と合せて宗教的中立性が要請されることになる。

わが国の教育の政治的宗教的中立を検討する前に諸外国のこれに関する法制を概観しておくことにする。

### (三) 教育の中立性に関する諸外国の法制

まず公教育の宗教的中立性についてであるが20世紀的公教育法制においては、各国それぞれに宗教教育に法的制限を加え、全体として公教育の宗教的中立性 (religious neutrality) というべき原理を確立するにいたっておる。

フランスでは兼子仁氏<sup>(5)</sup>によると、宗教教育法制のしくみは法文上に明瞭であるとする。すなわち「公立小学校は日曜のほかに週1日を休み、親がその希望どおり学校施設外においてその児童に宗教教育を与えられるようにする。私立学校においては宗教教育は任意である」と定める。このしくみは1959年法により、国家と「公教育への協同契約」を結んだ私立学校にも適用される。かかる規定の解釈として国公立学校においては一切の宗教教育が排除されるが、自由な礼拝 (culte) はみとめられているとしている。

アメリカでは、宗教教育をめぐる紛争の絶え間がなかったが、比較的早くから公立学校における宗派教育 (sectarian religious education) 排除の建前が樹立され、<sup>(6)</sup>これを前提として1860

(4) 田中、前掲書、p.32

(5) 兼子仁、教育法、有斐閣、1969、p.36

(6) Leo Pfeffer, Church, State and Freedom, 1953, pp.281-9, 445-6

70年代には大半の州憲法に、宗派的学校に対する公金補助を禁止する条項がもりこまれた。<sup>(7)</sup>その後宗教教育に関する州法その他の措置の違憲審査事件が続出し、かような憲法判例によってアメリカの宗教教育法制は確定されてきたとされる。たとえば、公立学校における説明を加えない聖書朗読 (Bible Reading Without Comment) は、多くの州裁判所によって、聖書自身は宗派的なものではないからよいとされてきた。聖書朗読は約40州で地方教育委員会の承認のもとに行なわれている。

聖書朗読は朝礼においても讃美歌斉唱やお祈り (Singing Hymns, Recitation of Prayers) とともに行なわれるが、お祈りについては1962年6月に連邦最高裁が、祈禱文句を州教委で定め公立学校で児童にととなえさせることは強制的でないとしても信教の自由に反するむねを判示し、注目されている。<sup>(8)</sup>

イギリスの宗教教育のしくみは米仏のような宗教排除的な世俗的中立性はみられず、より相対的な宗派的中立性が樹立されているといわれる。<sup>(9)</sup>第一に公立学校においては、1944年法が定める公立私立に共通のしくみとして、集団礼拝 (Collective Worship) による始業、正課としての宗教教育 (religious instruction)、両者における親の意思に基づく児童の欠席の自由等がある。そして公立学校の集団礼拝および宗教教育は宗派的であってはならず、宗教教育は諸宗派・国教会・教員団体・地方教育当局の代表からなる審議会の勧告に基づく「協定教義要目」 (Agreed Syllabus) にしたがって行なわれなければならないとされる。<sup>(10)</sup>これは1870年法で公立小学校に宗派教育を禁じたCowper Temple Clauseの趣旨を具体化したものであるといわれる。

ドイツにおいては、教育の宗教的中立性の原理は充分には確立されていない。ワイマール憲法以降宗派的宗教教育は必須科目ではなくなったが、<sup>(11)</sup>西ドイツ基本法の宗教教育条項によれば、「宗教教育 (Religionsunterricht) は、国公立学校においては、無宗教学校 (Bekenntnisfreie Schule) をのぞいて、正課 (ordentliches Lehrfach) である」とされているところから国公立の無宗教学校からは宗教教育が排除されているが、キリスト教諸宗派の共同学校および宗派学校においては、宗派的宗教教育はむしろ正課とされる。ただ「いかなる教員もその意に反して宗教教育をなす義務を負わせられてはならず」、<sup>(12)</sup>また、教育権者 (Erziehungsberechtigten) たる親が「子を宗教教育に参加させることについて決定する権利を有する」ところから、児童には親の意思どおりに欠席する自由が保障されることとなり、宗教的中立性はこの面で部分的に保障されている。

つぎに公教育の政治的中立性に関する各国の法制はいまだ十分明確でないとされる。<sup>(13)</sup>

一般に英・米・仏の諸国では、教員も学校外においては市民 (citizen, citizen) として政治活動の自由をもつという考え方が根強い。これに対して、後述のごとくドイツでは、伝統的にもっぱら教員の政治活動制限をいみする教育の政治的中立論が支配的であって、邦官吏たる公立学校

(7) 兼子, 前掲書, p.39

(8) Steven I. Engel v William J. Vitale, 468(1962) 30L.W.4550

(9) 兼子, 前掲書, p.39, C.R.Barrell, Teachers and the Law, 1958, pp.127-8

(10) 兼子, 前掲書, p.39

(11) Eisenhuth, Die Entwicklung der Schlgewalt und ihre Stellung im Verwaltungsrecht in Deutschland, 1932, S.79, 兼子, 前掲書, p.412より引用。

(12) Hans Peters, Elternrecht, Erziehung, Bildung und Schule, Die Grundrechte IV/1, SS, 414-7, 423-7, 427 Anm, 204, 兼子, 前掲書, p.40より引用。

(13) 兼子, 前掲書, p.43

教員は、今日もなお、「全体の奉仕者」(Diener der Gesamtheit)の観念に基づく邦官吏法上の服務規律としてかなりきびしく政治活動を制限されている。<sup>(14)</sup> 一般には教員の政治活動を法律で禁止することには慎重であるが、アメリカにおいては、国防政策の見地から、共産主義者の教育界からの追放をめざす教員の「破壊活動」(subversive activities)禁止の動向が顕著となっている。<sup>(15)</sup> すなわち合衆国の約半数の州が法律で、教員の忠誠宣誓(loyalty oath)を免許状交付または任用の条件とし、破壊的団体への加入を欠格事由とし、さらに破壊的教説(subversive doctrine)の教授を禁じている。<sup>(16)</sup> そして連邦最高裁も条件づきではあるがかかる教員忠誠法の合憲性をみとめる形になっている。<sup>(17)</sup> 英・仏においてはかかる立法はなく、一般の政治活動の問題として処理されているが、西独では「自由な民主的基本秩序」(基本法18条)に反対する官吏の政治活動禁止がやはり反共的措置として、邦の教員に対してもおよんでいる。<sup>(18)</sup> かような教員の破壊活動禁止は、アメリカでは学問の自由・教育の自由(academic freedom, educational freedom)との関係で論議されることが多い<sup>(19)</sup>といわれる。

#### (四) 教育の中立性に関するわが国の法制

わが国の教育の政治的中立性を保持する立場からは教育基本法第8条2項と義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法(中立確保法)教育公務員特例法第21条があるが、以下これらについて検討を加え、中立確保の方法について考察をしてみたい。

教育基本法第8条第2項は「法律に定めた学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない」と規定している。これは同条第1項の、教育と政治との相提携する面と異なり、両者が相反撓している面に関するものである。第1項によって政治的教養とくに国家公民教育をさずけることの重要性が認められるにいたると、どの限度まで政治的教養をさずけ得るかということが問題となってくる。この場合に教育者が個人として特定の政党、政派を支持することは自由であるが、しかし、その者は政治的教養を与える名の下に、教育上教室等でその政党や政派を支持してよいものであろうか。結論は言うまでもなく、否であり学校その他の教育機関が教育的活動をなすにあたって特定の政党、政派に対し支持または反対の態度をとることは、教育上好ましくないのである。しからば教育は何が故に超党派的でないなければならないか。それは教育と政治との関係に求められる。

教育の目的は人格の完成に存する。そうして人格の完成が国家社会の形成者たるに必要な諸条件を離れて考え得られないものとするならば、教育は政治に対し大きな影響力をもつことになる。かような意味における政治教育すなわち国家公民教育は当然教育の目的の中に入ってくるのである。ところで具体的な政治問題をどう解決すべきかということになってくると、そこに思想や主義や物の考え方や利害関係が交互に作用して、政党、政派の意見の間に鋭い対立が生ずる。この

(14) 兼子, 前掲書, p.44

(15) 兼子, 前掲書, p.44

(16) E.E.Reutter, The school Administrator and Subversive Activities, 1951, pp.14-37, 教員宣誓法をもつのは26州, 破壊活動をなした不忠誠な教員の免職を定めるのが22州といわれる。

(17) Adler v. Borrd of Education of City of New York, 342U.S. 845, 72 S. Ct.380(1952)

(18) 兼子, 前掲書, p.44

(19) cf.H.G.Hullfish, Educational Freednm in an Age of Anxiety, 1953.

場合において教育の使命は人間をつくることに存するのであり、特定の政党の党員たるに適当な人間を養成することではない。この意味において教育は具体的な政策の実現を目的とする政党政派の上に超然たる地位と使命を有する。

もし政党的・党派的教育を認めるとなると政党政治のはげしい対立抗争の面が学校に持ち込まれ学校を派閥闘争・階級闘争の渦に巻きこんで教育に不必要・不当な混乱を惹き起すことになり、憲法第26条が保障する児童・生徒の「教育を受ける権利」が不当に侵害されることになるのである。

かくして教育の政治的中立の確保は、子どもの学習権を保障する為には是非、守られなければならないのである。

教育の政治的中立確保の要請からする政治教育その他政治的活動の禁止の義務者すなわち禁止をうける者は、「法律に定める学校」である。この種の学校は学校教育法において規定された全部の学校をふくむことになる。またそれは国立および公立の学校にかぎられるものではなく、私立学校もふくまれる。この点は宗教教育が私立学校において許されていることと対照をなしており、きわめて重大な意味をもっている。

これは政治と宗教との性質上の差異に由来するものである。けだし教育上は国家公民教育を除いて政治教育（党派的）は人格の完成に必要ではなく、むしろ尚早有害であり従ってあらゆる種類の学校において禁止されるが、正しい宗教教育は一般に人格の完成のためにはなほだ有益なものであり、宗派教育が国立と公立の学校において許されないのは、憲法第20条が規定する「信教の自由」を保障する為である。従ってこの原則の圏外にある私立学校において宗派教育をさずけるのは、何等支障がないと認められるのである。しかるに党派的教育は私立学校においても無益有害と認められているのである。私立学校において党派教育が行なわれる場合には、その学校が政党の機関となる。さらに教育事業が資金関係において政党に利用されるような弊害も生ずることなしとしないのである。私立学校について、宗教的中立性を認める必要は存しないが、政治的中立性は厳守されなければならないことになる。

かくして「法律に定める学校」とは、学校教育法1条の定める「小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園」であって、国公立を問わない概念である。

「学校は、……政治教育その他政治活動をしてはならない」として、禁止の客体を「学校」としているが、法律が「学校は」といっているのは、学校が教育的活動の主体としての機能を果す場合をいうものである。従って禁止は学校の施設が政党の政見発表会場や選挙演説会場に利用されるような場合を包含しないこと当然である。しかし「学校は」ということには解釈上疑義が存在する。本条の禁止に関し、学校全体として特定の政党を支持またはこれに反対する意思を表示したり、教育上そういう方針をとることを決定したり、その他政治活動をなすことはほとんど考え得られないところである。問題は学校の個々の職員がその中にふくまれるや否やである。もし形式的概念的に見るならば、教員は学校と離れた人格者であるから「学校」に対する禁止は教員には及ばないものと認むべきであろう。しかしこの見解は正当ではない。各教員は学校の職員すなわち構成分子として教育的活動をなすものであるから、従って政治活動の禁止は教員にも及ぶものと解するを正当とする。

かくして「学校とは」結局、学校の人的構成員である学校長、教員および事務職員の行動が学

校の行動として認められる場合をいう（学生も学校の人的構成員とみることができるが、本条の「見出し」が「政治教育」となっているのだから、学生は含まれないと見るべきであろう）。文部省通達（「教育基本法第8条の解釈について」昭和24・6・11）が「教員が学校教育活動として、または学校を代表してなす等の行為は、学校の活動と考えられる」と述べているのも同様である。しかし、教員の行動が学校の行動と認められるかどうかの限界ははなはだ微妙であって、具体的場合について判断するほかはないとされる。<sup>20</sup>たとえば前記通達中に「（問）教員が某政党に入党したことを受持児童の父兄に話し、且つ入党したことに對し意見を求めるため勤務時間外に家庭訪問を行なった。訪問中に於ては某政党の宣伝をなし且つ児童の教育問題にも言及された節がある。或る父兄に対しては意見を求めた点について尚懇談のため来校も促した。右の事実の如く特定政党の政治活動の爲教員が家庭訪問を行ない学校教育活動の内容がふくまれている場合第8条に抵触するものと思うが如何ですか。

（答）教員が家庭訪問を行ない、特定の政党を支持し、又これに反対する政治活動を行なった場合に、その家庭訪問に学校教育活動の内容が含まれているときは、法第8条第2項に抵触するものと解する」という例があげられている。この問答は、当該教員の行動が学校教育活動となるか否か、について、微妙な問題を投げかけているが、これについては、教員の家庭訪問が教育活動としてなされたのではなく、某政党に入党したことに對し意見を求めるための個人的行為とみるのが正当とする見解もある。<sup>21</sup>

この点について、教育的活動とは時間的に場所的に如何なる範囲のものをいうかが問題になってくる。学校内における授業時間中の活動がそれにふくまれることは疑いを容れないところである。しかし教育的活動は、学校の教室や構内にかぎって行なわれるものではなく、野外授業、見学、修学旅行等の場合にも行なわれるものである。これらの場合は学校における教育的活動の延長たる性質をもっている。しからば教師が学校外において全く個人として学生生徒等に対する場合には差し支えないかが問題となる。しかし実際上は教師は自己の關係する学校の学生や児童生徒に対して教育者としての立場を離れて接することはないから、個人としてということは党派教育を隠蔽する口実として用いられるおそれが多分に存在している。従つてこれも禁止されているものと見るを相当とする。ただ教師が個人として父兄に対する場合は、具体的事案に従つてその当・否を検討せざるを得ないことになる。

禁止されているのは特定の政党を支持し、またはこれに反対するための政治教育その他政治的活動である。ここにいう「政党」は一定の政治的理念、主義、政策の実現のために政權の獲得、これへの参与または政治に影響を及ぼすことを目的とする結社である。それは国会において代表者を有すると否とを問はず、必ずしも政党にかぎらず同一の政党内の分派または政党の名称を附していない「何々会」というごときものも含まれるとする<sup>22</sup>

禁止されているのは、上述の意味の政治教育その他政治的活動である。

その中最も重要なのは、教育的活動が特定の政党を支持しまたはこれに反対するものであつてならないということである。具体的にいうならば、教員が講義や演習その他授業中においてかような活動をすることである。このことは教員が特定の政党に全然触れてはならないということ

<sup>20</sup> 有倉遼吉、教育法（別冊法学セミナー）、日本評論社、1972、p.69

<sup>21</sup> 有倉、前掲書、p.69

<sup>22</sup> 田中、前掲書、p.616



意味しない。たとえば大学において、政治学、政治史、政治学史、経済学史、法哲学等の社会科学の諸分野の教授や研究に関しては、個々の政党の理念や政策に触れる必要がなしとしない。かような場合において教員はあくまで教育者としておよび研究者としての客観的態度を失ってはならず、たとえ自己が個人的にある党派を支持するものであっても、自己の立場をとくに強調するようなことは許されないであろう。

つぎに「特定の政党を支持し、又はこれに反対するための」政治教育の意味が問題となる。文理からいっても、「ための」の有無によってある種の相異が生ずることはたしかである。「ための」が入っている場合には、若干広いこととなるであろう。すなわち、「支持・反対させる教育」は、直接に特定政党等を支持させ、またはこれに反対させる教育、すなわち教育内容および教育方法を総合して、教育と、支持・反対なる結果との間に直接的な関係がなければならない。これに反し、「本条項には『ための』が入っているから、教育と、支持・反対なる結果との間に、直接に関連ある教育のほか、やや間接な場合をも含むこととする」<sup>23)</sup>この点については中立確保法制定過程での衆議院において、「ための」を挿入した提案者は、「反対させる教育」とは政党の名前をあげていう場合であり、「反対させるための教育」とは、名前は出さなくても潜在意識となってそこでもって行く教育であるとしている。この「潜在意識」の形成については、有倉遼吉氏は教育内容・方法について「過激性」と「継続性」を要するとされる。<sup>24)</sup>しかし「潜在意識」が内心の精神形成であり、「過激性」も一種の精神作用である限りは、その相関関係の認定は極めて困難なところがあるであろう。

教育基本法第8条2項の精神に基づき、義務教育諸学校における教育の政治的中立性確保を目的として制定された法律に「中立確保法」(昭和29・6・3・法律157号)がある。

この法律制定の背景には、戦後のわが国の教育界の実状が必ずしも教育基本法第8条2項の精神が守られなかったことを理由とするものであろう。すなわち、教育者の待遇改善の要求から発足した日本教職員組合の活動は、朝鮮戦争の勃発、単独講和の締結、日本安保条約の成立等の一連の政治的動向に大きく影響を受け、一般労働運動と歩調を合せて、急激に政治運動化の一途をたどり、教員の政治活動・争議行為が頻発するに及んで、教育の政治的中立を確保する必要に迫られたものと考えられる。

かくしてこの法律第3条は「何人も、教育を利用し、特定の政党その他の政治的団体(以下「特定の政党等」という)の伸長又は減退に資する目的をもって、学校教育法に規定する学校の職員を主たる構成員とする団体(その団体を主たる構成員とする団体を含む)の組織又は活動を利用し、義務教育諸学校に勤務する教育職員に対し、これらの者が、義務教育諸学校の児童又は生徒に対して、特定の政党等を支持させ、又はこれに反対させる教育を行なうことを教唆し、又はせん動してはならない」と規定した。この規定に違反した者に対する制裁は1年以下の懲役または3万円以下の罰金である(同法四条)。

この法の対象とするところは、教職員それ自体ではなく、「何人も」ということになっているので、教職員団体を政治的目的に利用して教職員に働きかけたものは誰れでもその中にふくまれることになる。例えば現在は教育職員たる資格を喪失しているような教員組合の幹部のごとき者はもちろん、組合の友好団体に所属する者や政党人や純然たる第三者も入ってくる。

23) 有倉, 前掲書, p.70

24) 有倉, 前掲書, p.70

本条で犯罪とされる教唆せん動行為は「政治的団体の政治的勢力の伸長又は減退に資する」目的を有する目的犯である。刑法学の通説に従えば、目的犯であるから確定的故意が必要であり、いわゆる未必の故意では構成条件を満たさない。だから自己の行動が特定の政党などの政治的勢力の伸長または減退に資する「かもしれないが、そうなってもよい」との認識だけでは足りないとされる。<sup>25)</sup>また、この「目的」の存否が、裁判において争われた場合、その挙証責任は検察側にある。「犯罪事実については、検察官が、その存在を、合理的な疑いをいれない程度に証明しない限り、その事実は存在しないものと認めなければならない。このことについて明文はないが…現代の刑事訴訟法の基本的な原則として認められている」とする。<sup>26)</sup>なお、有権的解釈を示す文部事務次官通達（昭和29・6・9文初地325号）によれば「学術的な意見の発表や研究成果の公表を本来の目的とする行為などが本法の禁止に該当することはない」としているが、それは当然のことである。

「政党その他の政治的団体」とは1条にいう「党派的勢力」よりも範囲が狭い。「政治的団体」の代表的例示を「政党」とあらわしているように、「政治的団体」とは「政党」に近いものであり、政治的主義を持ちそれにもとづく政策を実行し、公職の候補者を推薦し支持もしくはこれに反対することを主たる目的とする団体のことをさす。したがってかかることを主たる目的としない労働組合は、「政治的団体」ではない。なお、「特定の政党等」であるから、いかなる政治的団体の「政治的勢力の伸長又は減退に資する目的」であったかは具体的に特定されねばならない。一般的な「革新政党」「保守政党」や「社会主義政党」「資本主義政党」など具体的に特定できない政党などに資する目的をもったとしても、本条の構成要件は満たされないとする。

本条で規定された犯罪は、「義務教育諸学校に勤務する教育職員」（2条参照）に対し、これらの者が、「義務教育諸学校の児童又は生徒」に対して、「特定の政党等」を支持させ、又はこれに反対させる教育を行なうことを教唆せん動する行為、すなわち「教唆せん動犯」である。「義務教育諸学校の児童又は生徒」との文言が、「義務教育諸学校に勤務する教育職員」と別個に規定してある以上、「当該職員の勤務する学校の児童・生徒に限るのではなく、従って教育の対象を職員の勤務する学校の児童・生徒と特に指定した場合のみ本法の禁止するところとなるのではない」ということになる。「特定の政党等」との文言がある以上、政党などは特定されねばならず、したがって単に保守・革新政党とか社会主義・資本主義政党とか左派・右派政党とか、現に存在する政党のどれをさすのか明示されていない行為はここに含まれない。行為内容から「特定の政党等」を推測することは一切許されない。行為内容において政党名が明示されている場合だけに限る<sup>27)</sup>べきであろう。

つぎに「支持させ、又は反対させる教育」について、前掲文部事務次官通達は「この教育には児童・生徒の意識を特定の政党等を支持し又はこれに反対する行動に駆り立てるような教育が含まれることはもちろんであるが、その程度にまで至らないでも、児童・生徒の意識を特定の政党等の支持又は反対に固まらせるような教育は、これに該当する。単に、特定の政党を支持、反対させる結果をもたらす可能性があるとか、それに役立つとかいう程度では該当しないが、必ずしも政党等の名称を明示して行なう教育には限らず、暗黙のうちに児童・生徒に特定の政党等を推

25) 有倉、前掲書、(森英樹氏担当) P. 91

26) 有倉、前掲書、(森英樹氏担当) P. 92

27) 有倉、前掲書、(森英樹氏担当) P. 92

知らせるとする方法をとる場合にも、該当する場合がある」としている。たしかに、児童・生徒が、「支持し、又は反対する教育」との表現をとらずに、児童・生徒に対して「支持させ又は反対させる教育」との表現をとっている以上、被教育者の対応が主要な問題なのではなく、教育者の教育方法・教育内容が問題になっていることはたしかである。教育方法・教育内容については、政治教育ならびに教育の自由の問題が関連をもつ。したがって、たとえば、「良識ある公民たるに必要な政治的教養」（教基八I）を身につけさせるため、科学的・中立的政治教育が行なわれたとき、たまたま若干名の児童・生徒が、特定の政党を支持したり、反対したりする考えをもったり、それを行動にあらわしたとしても、本条にいう「支持させ、又は反対させる教育」には該当しないであろう。科学的かつ効果的な教育方法・教育内容に従って、政党名を明示し、ときには特定の政党の政策などに科学的学問的な批判・評価を加えることは政治教育を「教育上尊重しなければならない」（教基八I）ならば必要不可欠のことである。だから問題となる「支持させ、又は反対させる」教育方法・教育内容とは、科学的効果的な政治教育とはおよそ関連のない、あるいはそのような政治教育にはるかにおよばない「教育」の方法や内容をさすものと解すべきことになる。<sup>(28)</sup>

次に本法による犯罪行為は「教唆」「せん動」である。「教唆」とは他人に対して「犯罪ヲ実行セシメタル」（刑61I）ことを成立要件とするから、刑法学説上「被教唆者が教唆行為の結果として当の犯罪の実行を決意し、かつこれを実行したとき、はじめて教唆犯の成立がみとめられる」とされている。<sup>(29)</sup>ところが本条の教唆犯は独立犯でありしかも被教唆者の行為が犯罪でないので、教唆行為がそれ自体として処罰されることになり、したがって被教唆者の実行行為を要件としていない。ところで、当該行為が教唆行為にあたるか否かは程度問題であり、文部事務次官通達によれば、「通常特定人に対して、実行の意思を生ぜしめるに足りる行為」としている。実行の意思を「生ぜしめるに足りる行為」なのか、「生ぜしめる行為」なのかは、程度問題としてかなりのちがいがあるのである。つぎに「せん動」概念は刑法典上のものではなく、戦後のいわゆる治安立法のなかから生じた概念である。「せん動」概念を実定法に明文ではじめて規定したのは破防法4条2項であった。すなわち『「せん動」とは、特定の行為を実行させる目的をもって、文書若しくは図画又は言動により、人に対し、その行為を実行する決意を生ぜしめ又は既に生じている決意を助長させるような勢のある刺激を与えることをいう』「せん動」も独立犯であるため、文部事務次官通達は「現実に実行の意思が生ぜしめられまたは助長されたことは必要としない」と解している。しかし「せん動」が漠然としていて、その認定上ひろく解釈され濫用のおそれのある概念である点は注意を要するであろう。

本法については教育の中立性確保の為のものとは云え、憲法論上・法律論上各種の問題が指摘される。<sup>(30)</sup>それは、第一に、教育という場に、「刑罰」をもちこむことの不当性についてである。「教育の政治的中立を保つため、刑罰を使おうという考えほど、奇妙な考えは存在しない。ただし刑罰による『中立』が、それ自身『中立』になり得るわけのないことは、あらゆる刑罰の歴史が常に示しているからである<sup>(31)</sup>」とする。つまり、刑罰による「中立」とは、刑罰権を独占する国家＝権力への盲従にしかすぎないのである。教育二法が攻撃的とした日教組の活動に批判的

(28) 有倉、前掲書、（森英樹氏担当）P. 93

(29) 有倉、前掲書、（森英樹氏担当）P. 93

(30) 有倉、前掲書、（森英樹氏担当）P. 86

(31) 戒能通孝「法律時評」法時26巻4号P. 2

であった人も、この点を理由に教育二法に反対していた。<sup>32)</sup>

第二は、本法の法益である「教育の政治的中立」なる概念のあいまいさと、それによって生じる危険性である。とくに教基法8条の「政治教育」の限界概念として「政治的中立」概念を措定しているのに対し、はたして「政治教育」の限界を「特定の政党等を支持させ、又はこれに反対させる教育」との文言で明確にしうるのかという疑問が残る。なぜなら「教育基本法第8条の認めている政治教育は、当然今日のような政党政治の下では特定の政党の批判にならざるをえない」<sup>33)</sup>からであるとする。したがって本法が「線を引き得ないところに線を引き、その線を越えた行為を処罰の対象としようとするものであって、単に濫用の危険を多分に包蔵する」<sup>34)</sup>とする。

第三は、第二と関連して、刑罰法規としての本法がもつ諸問題である。本法による犯罰行為は「特定の政党等を支持させ、又はこれに反対させる教育を行うことを教唆し、反はせん動」する行為である。そして通常の刑法上の教唆犯と異なり、本法では教唆せん動を独立犯として処罰しており、したがって被教唆者の犯罪の実行を要件としない。<sup>35)</sup>しかも、本法では被教唆せん動行為が犯罪ではなく、したがって被教唆せん動者の実行行為がなんら刑罰をうけないのに教唆せん動者だけが刑罰をうけることになっている。以上のことから、まず、被教唆せん動者が教唆せん動されたことがらを現実に実行しなかった場合ですら、教唆せん動行為自体を独自に犯罪行為とするには、ことが刑罰である以上刑法上の刑事責任の原則に矛盾するだけによほどの合理的根拠を必要とするが、その点が全く不明である。

もちろん、被教唆せん動者の行為が犯罪ではないといってもただちに違法行為でないとはいえない。国立義務教育諸学校の教育職員については、国公法110条17号の被教唆せん動者の行為は、同法98条2項にあてはまるがその行為は刑罰たる行政刑罰こそうけないとはいえず、同法82条による懲戒罰をうける可能性のある違法行為であることはたしかである。この点に関し、公立義務教育諸学校の教育職員については教特法21条ノ3第1項により国公法の規定をうけるが同2項によって行政刑罰はうけない。しかし公立においても被教唆せん動者の行為は違法行為として地公法29条による懲戒罰をうける可能性のある違法行為であることはたしかである。本法はすべての義務教育諸学校の教育職員を被教唆せん動者の対象としているが、私立義務教育諸学校の教育職員を被教唆せん動者とする場合も、もちろんある。この場合は、当該教育職員の行為は行政刑罰の対象でもなければ公務員法の懲戒罰もうけず、ありうるのは労基法89条にいう就業規則に違反する制裁だけである。いずれにせよ、「教唆せん動者の行為を犯罰とし、被教唆せん動者の行為を犯罪としなかったために生じる混乱は明白である」とする。<sup>36)</sup>また本法は当該教唆せん動者が「学校教育法に規定する学校の職員を主たる構成員とする団体の組織又は活動を利用」することを要件としている。ここにいう「主たる」構成員との文言も非常にあいまいである。これを量的に理解すれば、一応2分の1以上と確定されようが、ひとたび質的に理解すれば、学校職員が構成員のごく一部でも、はたす役割が指導的であると認定された場合「主たる」構成員になるなど、無限に拡大されてしまうであろう。最後に、本法の教唆せん動の主体は、「何人も」である。したがって「義務教育諸学校の教育職員」や、「学校職員を主たる構成員とする団体」にかかわりの

32) たとえば尾高朝雄「教育の政治的中立性」ジュリ54号

33) 蟻山政道「教育二法案への疑義」ジュリ54号P. 32

34) 尾高、前掲、P38

35) (同様の例として破防4I2(又)、秘密保護5Ⅲ、労基121Ⅱ、国公111、刑特7Ⅱ、公選234、地公62)

36) 有倉、前掲書、(長谷川正安、森英樹担当) P. 87

ない、たとえば大学教官や一般の学者文化人であっても、その言論、活動が前述した「目的」を有し当該団体を「利用」し、もって教唆せん動したものであると認定されれば、ただちに処罰の対象となる。これは治安立法によく利用される、いわゆる「結びつきによる罪」(guilt by association)であり、「広く言論思想の自由に対する制限の危険性をもっている」とする。<sup>86)</sup>

以上の諸点から本法は刑罰法規であるにもかかわらずその構成要件がきわめてあいまいかつ多義的であるため、憲法31条の罪刑法定主義の要請には充分答えきれていない。また、あいまいかつ多義的な構成要件でしかも合理的根拠もとぼしいまま、「教唆せん動」の名で表現の自由を制限することは、憲法21条、23条などに違反する疑いの余地がある。

従って本法の適用には通常の刑罰法規以上に類推や拡張解釈を許さない厳格な解釈を必要とするであろう。

以上の如き、本法に対する批判や反対があるにしてもわが教育界の状態と教員組合の活動とにおいて、教育基本法第8条第2項の精神に合致しないものが見うけられることはたしかであるから、教育の政治的中立性確保のために何等かの措置を講ずる必要がないとはいえないであろう。ただ本法がどの程度に効果を発揮しているかについては疑問なきを得ない。本法の適用にあたっては、立証の方法について多くの困難が伴うのであろうから、現実には、本法が適用されることは、ごく稀れであろう。従って実際問題としてはこの法律の制定によって教育基本法第8条第2項の精神を再確認し、「義務教育諸学校における教育を党派の勢力の不当な影響又は支配から守り、もって義務教育の政治的中立を確保するとともに、これに従事する教育職員の自主性を擁護する」(同法1条)必要が現実存在していることを教育界と世間一般に周知せしめ、警戒の必要を感じしめることに本法の意義を見い出すべきであろう。

本法において教育の中立性の確保と教育者の自主性の擁護とは単に義務教育学校についてのみ取り上げられている。しかしこの両者は大学をふくめて上級の学校についても必要であり、これを除外したことは次の理由によるものと考えられる。すなわち義務教育学校の子供達は年齢、判断力等から見て上級の学校の者よりも教育の政治化によって害を被る程度が深刻であること、この種類の学校の教育職員の数が圧倒的に大であり、教員組合の組織が、その規模の上に建設されており、社会的影響において上級の学校の場合と比較にならぬほど顕著であること、上級の学校の教育においては教育の内容が専門化されており、また教育職員は比較的に自主性をもっていることにもとづいていると考えられる。

さらに教育の政治的中立に関しては、教特法21条の3の地方教育公務員の政治的行為の制限規定がある。憲法第26条第1項が保障する「教育を受ける権利」とは「内容的に中立な教育を受け権利の保障をも意味する」といわれているが、「中立な教育」という特殊な教育があるわけではない。中立確保法や教特法21条の3により教育基本法第8条1項が要請する「良識ある公民たるに必要な政治的教養」を養成する教育が阻害されてはならない。教育の政治的中立確保を重視する余り、政治教育が不必要に萎縮してはならないのであり、この点は法制の上においても配慮されており、第一に、教特法は、教育公務員の市民としての政治活動の自由の制限に関するものであって、教育活動自体を対象とするものではない。すなわち、原則として教場外の政治活動を対象とするものなのである。ただし、例外として、教育活動と結びつくものがないわけではない。人事院規則14-7第12号、13号、14号等がこれにあたる。第二に、中立確保法も、特定の政党等を支持させ、または反対させる教育を行なうことを「教唆し、又はせん動してはならない」と

し、その違反に対して刑事罰を課しているのであって、教育自体が直接の対象となるものではない。もちろん、このことは、教員が中立確保法によって処罰されることが絶対にはないという意味ではない。3条に「何人も……教唆し又はせん動してはならない」とあるのによって知られるとおり、教員自身が教唆・せん動者である場合には、同条に定める他の要件を満たすかぎり、処罰の対象となりうる。たとえば、教員が教育団体の研究会などにおいて他の教員に対し行なった言動で、法定の目的をもつ教唆・せん動行為と認められた場合のごときである。しかし、それはあくまでも教室外でのことであり、教師の教室内の教育については、その自主性と独立が尊重されているのである。ただ教育基本法第8条2項に違反した場合は刑罰に処せられることはないが、教員が公務員である場合には、法律違反として懲戒原因とせられ、私立学校の場合には解雇原因とせられる危険性はあるであろう。しかし、かかる場合は重大且つ明白で極端な偏向政治教育が継続して行われる場合に限らるべきであり、かかる場合でも校長・教育委員会等の教育行政機関の指導助言行政により是正せられるのが望ましいのであり、教室内の教育についての権力的関与は可能な限り排除さるべきであろう。

教育の政治的中立は、教師の教育の自由（或は独立）に一つの制限を課するものであるが、この為に教育が八方美人的教育に陥ってはならないので、教育の政治的中立確保の「具体的方法」について、中立性の問題が最も発生しやすい「社会科の教育」について特に検討を加えてみたい。

### （五）社会科教育における教育の中立性

政治的中立における中立とは如何なることであろうか。中立とは、そこに、なんらかの対立、抗争が存在していることが前提になる。そして中立とは、その対立抗争の当事者の立場でなく、それ以外の立場をいうといえるが、それ以外の立場ならすべて中立かという、それは甚だ疑問であり、対立抗争の当事者の立場に少しでも接近しているものは、完全な意味での中立ではないのである。しかしこの様な完全な中立が、はたして何能なのであろうか、これを可能ならしむる為に、先ず考えられることは、社会科教育の中から、社会的対立事項や、政治的係争領域に属するものを、一切教材として取り扱わないようにすることである。このような教材を取り除くことが可能であろうか。勿論現場教師がその気になり、そのような教材を一切、「さけて通れば」、出来ないことはない。さすれば社会科教育の中から、その最も重要な部分<sup>87)</sup>が削除せられることになり、これは社会科教育が全く形骸化してしまうことで、到底是認する訳には行かないところである。

しからは第二に考えられる中立性確保の方法としては、社会的対立事項や政治的思想的係争領域に属している教材も取扱うが、教材の中の対立・係争事項には全く触れない方法である。例えば、「我が国の平和主義」の学習については、一応これを取り扱い平和が極めて大切なこと、戦争が罪悪であること、我が国が、戦後平和主義に徹するようになったこと。新憲法は平和主義を原則とし、日本国民は恒久の平和を念願して戦争を放棄し第2章第9条が存在すること等は、学習するが、自衛隊の問題や、我が国の安全保障の問題には全く触れないものである。この場合は、

87) 例えば、平和主義の問題、基本的人権と公共の福祉の問題、選挙と政常、世論や言論の問題、国際平和や国際関係の問題、憲法改正の問題、財産権・生存権の問題、労働三権の問題、天皇制の問題、資本主義と社会主義の問題、生産労働の問題、企業の形態集中の問題、労働争議、社会保障、失業の問題、農業問題等々上げれば数多いが

対立事項や係争領域に属する教材をも取り扱う点において、前の立場を一步進めたものであるが、教材が政治的社会的思想的対立係争部分に及んで、教師が急に口をつむぎ、話を変え、学習の場を転換することが、はたして可能であろうか、可能であるにしても、よく生徒が納得し、又教師の教育的熱意が、教育的良心がそれを認めるであろうか。真に教育的熱情に燃えて、授業を進めている教師には、それらの部分にも触れずにはおかれぬ衝動にかられ、生徒もそれを期待するのではなからうか。

第三に中立性確保の方法としては、対立事項や係争領域に属する教材も取り扱うのであるが、その取り扱う態度姿勢を出来るだけアカデミックなものにし、抽象性や論理性や観念的概念で授業を進め、現実の問題に引き下すのを極力さけて、学問体系の一環として取扱いその抽象性を保持することにより、教育の中立性を確保しようとする立場である。しかしこのような教師の姿勢は、少なくとも小・中学校の授業には無理であり、更にただでさえ興味を失いがちな教科をますます興味を持ち得ないことにしてしまうことになる。しかも最も大きな欠陥としては、そのような授業形態は社会科教育の本質に反するということである。すなわち、社会科教育は決して、概念や知識の教育に終るものではなく、子供の身の経験も出来るだけ取り上げ、現実の問題にも迫って、社会的思考力判断力をも養成するものであるとする社会科教育の本質からは、全くかけはなれたものといわなければならない。

第四の方法としては、初等教育段階では、特に基礎的事項のみを取り扱い、基本的な事物の名称や、すべての元になる一般的客観的法則を教えることを重点とし、現実の問題や、複合的総合的な社会問題等には余り接近しないようにし、それらの現実的複合的社会問題は、高等教育段階か実社会に出てから学ぶべきであるとする考えの下に、又将来の現実問題や社会問題を解決する為の基礎的応用的能力として、基礎的基本的事項や一般的法則や客観的普遍的事項のみを取り扱うものである。この方法については、第三の方法についての批判が、そのままではまるし、更に一般的客観的法則は、それを現実具体のものに適用してみればはじめて良く理解せられるものであれば、そのようなことの無い教育方法は、子供の理解を無視したつめ込み主義、知識本位の全く無味乾燥なものというべきであり、又社会科教育が子供の身近な経験や、現実具体の中から一つの法則を、みちびき出すことに大きな意義を認めている立場からは、単なる一般的法則や、基本的事項を子供の思考や検討を経ないで、一方的に教師が与えることは、教育技術としても教育効果としても適当でないのである。更に将来の現実問題や社会問題を解決する為に基礎的応用的能力をつけるという観点で一般的法則や基本的普遍事項を取り扱うといっても、その基礎的応用的能力が真に子供の身についたかどうか分るのは、具体的応用的場面につかかった場合であり、現実具体の問題の中で有効に活用せられてはじめて、その基礎的能力は応用的能力となり得るのであるから、この立場の中立性も又社会科教育の歓迎し得ないところといわなければならない。

以上四つの社会科教育の中立性確保の方法は、中立性の為に、社会科教育に重要な要素を失なわしめることになり、これは恰も角も矯めて牛を殺すたぐいであり、教育目的、教育効果という点から見ても、到底認めることが出来ないものである。

次にもっと積極的な中立性<sup>38)</sup>社会科教育にとって望ましい中立性について検討してみることにする。社会科教育は、単なる知識教育ではなくして、又その本質は決して現実肯定社会科でなく、

38) 蠟山政道、大浦猛、矢口新、武田一郎著、政治教育の理論と実践、新日本教育協会、1953、P. 52

現実社会を、よりよく進歩発展せしめる知識、態度、能力をも養成するものであるとする性格を持つものであり、為にその教育方法も現実に迫り、子供の経験もまじえて社会的な思考力、判断力を養成するものであるから社会科教育では、現実的具体的応用的問題を相当に取り上げることになるのであり、そのことを決して躊躇してはならないものである。しかし、これらの問題を取り上げる場合、決して軽卒に取り扱ってはならないのである。

すなわち、現実の問題は、経済的、社会的、文化的、現象のいずれの場合でも、多くの場合政治の問題が関係しているものであり、特に政治的思想的対立事項や係争領域に属する問題は政治的政党的色彩が濃厚であるからである。かつてドイツの法学者カール・シュミットが「政治に固有な区別は敵、味方という区別であり、……政治的対立は、もっともはげしい、もっとも極端な対立であり……すべての政治的概念は論争的な意味をもっている」と述べているが、政治的諸現象はとりわけ係争的性格が強いのである。しかも「良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならない」（教育基本法第8条第1項）のであるから、又「政治的教養」とは、政治的概念、知識のみをさすのではなく、政治的思考力、判断力をも含むものであるから、しかもこの政治的教養は、学校教育の中では主として社会科教育の中で養成せられることになるのであるから、その社会科教育の指導において、現実の政治的諸現象にも触れて子供の正しい政治的思考力判断力が養成されるようにしなければならないことになる。

かくの如く「良識ある公民たるに必要な政治的教養」をのばす為に、現実の政治的諸問題をも社会科教育の指導の中で取り扱うことは教育基本法の要請に答えるゆえんであり、又社会科教育の本質にもかなった教育方法と考えるのであるが、又反面「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他の政治活動をしてはならない」（教育基本法第8条第2項）のであって、教育の政治的中立性が一方では強く要請されることになるのである。

従って、社会科教育において、その中立性を確保しながら、現実の諸問題、特に政治的思想的対立係争問題を、どのようにして、どのような態度で取り上げれば良いかということになる。しかも単に、それらの問題を取り上げるといふにとどまらず、より教育効果を上げる立場から、その取り上げ方がどの程度であり、どの程度に押えられなければならないか、充分慎重に吟味せられなければならない。

以上の観点に立って、先ず考えられることは、現実諸問題の中、何を取り上げるかは、これ又その選択に充分注意をはらわなければならないが、一般には、社会科教育において指導する事項と密接な関係のある現実諸問題が選ばれるべきである。しかし指導事項と密接な関係が無くとも、我が国、或は世界において、極めて重要な問題として、国民大多数が関心を寄せている問題で、子供にも一定範囲で理解判断の可能と思われるものは、充分な配慮の上、取り上げて良いと考える。

次にこの取り上げたものを、どのように取り扱うかということである。政治と余り関係の無い現象は、中立性の問題が起らないだけに問題は少ないとしても、問題は政治的思想的諸問題であり、特に、政治的対立係争現象に属する事項を、どのように取扱うかということである。

一つの方法としては、対立係争現象を、あるがままに伝え、説明し、分析することである。しかも対立当事者の立場を公平に取り上げることである。この場合公平に取り上げるとはいつても、その資料が新聞や、各種の報道による時は、それらの報道が「全く正確」なものでない場合があるという認識と留保が必要である。従って現実の問題は、なかなか正確な資料が得られないので



あるから、公平そのものも完全に保障出来ないが、少なくとも出来るだけ公平にという態度心構えが必要である。そのような態度心構えのある限り、たとえ対立当事者の立場を説明しても、中立性に反せず、特定の政党を支持したり、それに反対したりするための教育をしたことにはならないのである。

問題なのは、更に進んだ態度を取ろうとする場合である。すなわち、以上の如く、単に事実があるがままに伝えるというのが如き情報提供のようなものではなく、現実的諸問題を通じて、政治的社会的思考力判断力を養成しようとする社会科教育の本質からは、対立当事者の立場や対立事項を解釈し、意味づけ、批判し、ある種の評価をもってしまうが如き思考判断作用が、教師にも子供にも必要とされる場合があるということである。又そうすることが教育基本法でいう「政治的教養」を養成する方法でもあるのである。

単に事実をありのまま伝えるといっても、機械ならざる人間としての教師には、ややもすれば、そこに主観や批判や評価までも入りやすいものである。まして、教育的熱情に燃えて、卒直誠実に子供に語りかけている場合には、教師が無意識のうちに、彼の雰囲気や批判評価までしてしまい、それがひいては、対立当事者の一方の立場を支持しているが如く取られて、中立性に反する危険性が大に発生するのである。しかし、この場合でも、教師に、対立当事者の一方の立場を支持し、または反対するための、意図が最初からなく、又政治的政党的固定の立場からでなく、教師の自由な思考と真面目な探求心により、もたらされたものであるならば、しかも出来るだけ公平にという意志があった限りは、そのようなゆき過ぎ（適当な言葉でないが）があっても、決して中立性に反するものでないとする。

更に教師も人間として市民として国民として、一定の見解、判断、評価をもっているもので、それを絶対教室で、子供の前で、もらしてはならないことは無いと考える。従って教師も対立係争事項について、「自分はこう考える」「自分はこの考え方を支持する」と表明することが、あって良いし、その方が又、誠実であり、子供にとっても好感の持ち得るものとなると思うのである。いたずらに自分の見解の表明をさけて、「それはどうも、教育の中立性に反するので」という態度は、いかにも姑息であり、真実を愛する教師の態度とはいえない場合があるのではなからうか。

従って、はっきりと教師自身の見解を表明する場合は有って良いと考えるし、特に子供から教師の立場を聞かれた場合は教師の見解が有れば（見解の無い教師は不勉強な教師である）ははっきりと答えるべきである。しかしこれも中立性と大きく抵触する危険性を持っているもので、若し教師の表明が、子供の思考、判断、評価を決定づけ、又はそれに大きく影響を与えるような方法で表明されるならば、それは明らかに、中立性に反するものであり、「偏向」にもなるのである。従って、この教師の見解の表明は、子供が批判的思考の出来るような発達段階に達していることが前提であり、又子供の判断を決定するような形で表明されてはならない。その為には、教師は「自分はこう思うが、これが絶対正しいかどうかは不明である」とか、或は「自分はこちらを支持するが諸君は、それぞれ自由に考えて、判断しなさい」とかの謙虚さと、慎重さと留保が必要と考える。一般に社会的現象には、一方が絶対正しいということは、なかなか無いものであり、一方が他方を絶対的に拒否出来るほど唯一の正しい立場や解釈は容易に無いものであり、いずれも一面の真理があり、又全面的に真理でないという関係が多いのであるから、現実の政治的対立係争事項については、教師としては、あくまでも、独断的決定的態度でのぞむことなく、どこま

でも謙虚な態度が肝要である。更にそうであるから、現実の社会問題、対立係争問題については、いたずらに結論を急ぐことがあってはならないし、現実問題は流動的でもあるから、その結論も決して決定的なものとして打出してはならないと考える。「今の時点では」とか、「現在の状況では」とか、「現在の資料の範囲では」等々の一定条件、留保を、つけることが必要と考える。いずれにしても教師が自己の立場を表明する場合は慎重に謙虚に深い配慮を持って行われなければならない。このような方法が取られるなら、教師が如何に現実問題について自分の立場を表明し、対立当事者の一方を支持するが如き見解の表明があっても、教育の政治的中立性に反するものではないと考える。

筆者としては、教育の政治的中立性確保の必要性は充分認めるものであり「偏向教育」は許されないと考える。その限りで、教師の教育の自由の一つの限界が生ずるが、また教育の中立性確保の要請が、不必要に政治的教育を萎縮させ、阻害せられることがあってはならない。その為には、前述の如き積極的中立性確保の方法が望ましいことになるであろう。

ちなみに教育の政治的中立性と関係して、教育の宗教的中立性も憲法・教育基本法の要請するところであり、この面からも「教育の自由」は制限を受けることになる。

すなわち憲法20条3項が「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない」と政教分離の原則を定めさらに89条前段はその財政面でのうらづけとして、「公金……は宗教上の組織若しくは団体の……維持のため、……これを支出してはならない」とする。これをうけて教育基本法9条2項が「国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない」として公教育の宗教的中立性の原理をとっている。もちろん、「宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位は、教育上これを尊重しなければならない」（教基9条1項）のであって教育内容に宗教に関する事柄がくみいれられることはあるが、特定の宗教を推奨することは許されないのである。

しかし、私立学校においては教育の宗教的中立性は要求されていない。その根拠は政治的中立性との関係において、すでに述べたところである。旧法制においては、私立学校も課程外の宗教教育を禁じられていたが、戦後これが改められ、「学則ニ明示し「生徒ノ信教ノ自由ヲ妨害セザル方法ニ依ル」ならば、教科外に「特定ノ宗派教派等ノ教育ヲ施シヌハ儀式ヲ行フ」ことがみとめられるにいたった（文部省訓令8号昭和20年10月15日）。そして今日では、「私立の小（中）学校の教育課程を編成する場合は、……宗教を加えることができる。この場合においては、宗教をもって……道徳に代えることができる」と規定されている。<sup>39</sup>ただ憲法20条2項が「何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない」としているところから、私立学校といえども、その学生・生徒・児童等に対し、特定の宗教のための宗教教育を行う授業への出席等を強制することは憲法違反とまではならないにしても好ましいことでないとする。

<sup>39</sup> 学校法施行規則24条2項・55条。なお教育職員免許法4条5項は宗教の免許状を定めている。

## 参 考 文 献

- 1) 田中耕太郎 : 教育基本法の理論 有斐閣, 1969
- 2) 兼子 仁 : 教育法 有斐閣, 1969
- 3) 有倉 遼吉 : 教育法 日本評論社, 1972
- 4) 尾高 朝雄 : 教育の政治的中立性 ジュリスト54号
- 5) 蠟山 政道 : 教育二法の疑義 ジュリスト54号
- 6) 蠟山 政道 : 政治教育の理論と実践 新日本教育協会, 1953  
大浦 猛外
- 7) 天城 勲 : 教育法規解説 第一法規, 1971
- 8) 高橋 恒三 : 教師の権利と義務 第一法規, 1972
- 9) 宗像 誠也外 : 国民と教師の教育権 明治図書, 1970
- 10) 中村 菊男 : 国家と教育 第一法規, 1972  
利光三津夫
- 11) 浪本 勝平 : 教育政策と教育の自由 成文堂, 1972
- 12) 星野安三郎 : 憲法と教育 法律文化社, 1968
- 13) Leo Pfeffer, Church, State and Freedom, 1953
- 14) C.R.Barrell, Teachers and the Law, 1958
- 15) E.E.Reutter, The school Administrator and Subversive Activites, 1951
- 16) H.G.Hullfish, Educational Freedom in an Age of Anxiety, 1953

